

会計報告の補足説明

ピースウィンズ・ジャパンの会計報告は、NPO 法人会計基準に則って、同会計基準に詳しい税理士や公認会計士の指導を受けて作成され、監事による監査に加え、高塚公認会計士事務所、青木幹雄公認会計士事務所による外部監査を受けています。また、財務諸表及び監査報告書は、NPO 法の定めにより、事業報告書とともに所轄庁である広島県に提出され、財務諸表は県のホームページでも公開されています。

経常収益の「受取寄付金」のうち、「一般寄付金」は使途の指定がなく PWJ の活動全般をご支援いただくもの、「特定目的寄付金」は特定の国や分野の事業を指定した寄付金です。

「受取助成金等」には、民間団体（ジャパン・プラットフォームなど）からの事業助成金のほか、日本政府（外務省など）・自治体からの補助金、国連（UNHCR、UNICEF など）や外国政府（USAID など）からの補助金、さらに、ふるさと納税制度を活用した寄付金をもとに自治体から交付される交付金があります。

「事業収益」のうち「その他事業収益」は、保護犬を譲渡した時に譲渡先から受け取る養育費収入、印税収入、LINE スタンプ分配金、代理店手数料、広告料収入などです。

経常費用は、「事業費」と「管理費」に大別されます。事業費は、国内外での人道・災害支援、地域創生事業、動物保護事業、広報啓発事業など、NPO としての事業活動に必要な費用をいいます。管理費は、管理部門の人件費や、団体の運営全般にわたって必要とされる共通経費です。それぞれ（1）人件費と（2）その他経費に分けて記載しています。

事業費の（2）その他経費のうち「直接事業費」は、搜索救助、生活物資配布、水・衛生支援、学校建設、住居支援、保護犬の養育費/医療費など、受益者に直接提供される物品やサービスにかかる費用です。また、「外注費」は、事業運営にかかわる施設管理、広報、調査、コンサルティングなどの各種業務を外部の企業や個人に委託した場合の委託費です。

事業費の「その他の費目」の主なものは、▽教育啓発・アドボカシー・広報等の費用 359 百万円、▽事務所や資産の維持・修繕費、水道光熱費 193 百万円、▽設備・機材・車両等のリース/レンタル料 103 百万円、▽事務用品・備品・消耗品費、運搬費、印刷代 55 百万円、▽決済手数料 54 百万円などです。ほかにも、各種保険料、会計調査費用などが含まれます。

経常外収益には、固定資産の売却による「固定資産売却益」、贈与された物品を資産登録することによる「固定資産受贈益」があります。経常外費用には、固定資産の譲渡や廃棄に伴う「固定資産除却損」、助成金のうち最終的に使用しなかった金額を返還する「助成金返還額」、為替相場の変動によって発生する「為替差損」、および借入金の「支払利息」などがあります。2020 年度は期中に円高が進んだため 40 百万円余の為替差損が発生しました。